

南砺市立学校のあり方検討委員会設置要綱

令和 2 年 7 月 1 0 日

教育委員会告示第 3 号

(設置)

第 1 条 南砺市立学校の将来のあり方について、学識経験者、教育関係者、保護者、地域づくり協議会の推薦を受けた者等から意見を聴くため、南砺市立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、南砺市立学校の将来のあり方に関する事項を所掌し、南砺市教育委員会に提言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、南砺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 教育行政等の関係者

(3) 児童生徒の保護者

(4) 地域づくり協議会の推薦を受けた者

(5) 公募による者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定による委嘱の日から第 2 条の規定による提言を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（招集の特例）

2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

（この告示の失効）

3 この告示は、第2条の規定による提言のあった日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年5月6日教育委員会告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。



南砺市立学校のあり方に関する提言書

令和 3 年 1 月

南砺市立学校のあり方検討委員会

提 言

情報化・グローバル化や少子高齢化などのめまぐるしい社会環境の変化や新型コロナウイルスの蔓延による生活様式の変化は、子どもの教育環境に大きな影響を与えています。特に少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少によって生じる、小・中学校における学習指導や部活動運営などの様々な課題に対応していく必要があります。

また、現在の小・中学校を今後もすべて維持していく場合は、校舎の大規模改修や改築、修繕などに多額の経費が必要となります。持続可能な行政運営の視点から、学校施設についても、行財政改革・公共施設再編による経費の削減が求められています。

このような中、将来を見据えて、子どもにとって望ましい教育環境や学校運営を最優先事項として「南砺市立小・中学校のあり方」を検討するため、令和2年9月に「南砺市立学校のあり方検討委員会」が設置されました。

本委員会では、子どもの成長に求められる教育課程や望ましい地域との関わりを考慮しつつ、中・長期的な展望に立って、学校配置の基本的な方向性について議論を深めてきました。

学校の適正規模・適正配置の基準については、画一的なものではなく、各地域の特性を踏まえて考える必要があります。特に、市域の広い本市では、通学の負担に配慮するとともに、各地域の協力で進めてきた学校運営の意義を尊重することが重要であると考えます。

各学校の教育環境におけるデメリットを解消しながら、地域や各種団体と連携をして、一層充実した学校教育が確立されるよう期待し、次のとおり提言します。

記

【Ⅰ 学校設置の基本的な考え方】

1. 地域を基盤とした小中一貫教育を推進し、令和27年度（2045年度）には、現在の8中学校区にある小・中学校を義務教育学校とする方向で進めていく。

※ 年次計画は、別紙「南砺市立小・中学校のあり方について」を参照

2. 児童・生徒及び保護者の通学にかかる負担に配慮し、多くの児童・生徒が徒歩と自転車で通学することが可能な学校配置とする。

【Ⅱ 学校運営の基本的な考え方】

市内の8地域（合併前の旧町村）で培われてきた固有の文化を大切にしながら、地域と一体となった学校運営を行う。

【Ⅲ 学校のあり方に関する検討について】

概ね5年毎に「南砺市立学校のあり方検討委員会」を設置し、将来の児童・生徒数の見通しを踏まえて、望ましい学校の設置や運営のあり方について再度協議する。

今後は、本検討委員会での提言内容の周知を図るとともに、保護者など地域の意見を広く聴く。

次回は、「南砺市公共施設再編計画」の改訂年度の前年度にあたる令和6年度に設置する（4年後）。

令和3年1月5日

南砺市立学校のあり方検討委員会

委員長 松山友之

南砺市立小・中学校のあり方について

令和3年1月5日 提言
南砺市立学校のあり方検討委員会

将来に向けた学校教育の役割 「地域の人たちとの交流をとおして人間性を育む」

学校設置の基本的な考え方

- ・ 地域を基盤とした小中一貫教育を推進し、令和27年度(2045年度)には、現在の8中学校区にある小・中学校を義務教育学校とする方向で進めていく。
- ・ 児童・生徒及び保護者の通学にかかる負担に配慮し、多くの児童・生徒が徒歩と自転車で通学することが可能な学校配置とする。



南砺市は

○安心して暮らせる地域
(若者が家を建てられる地域)

⇒ ◎移住・定住・Uターンの促進
(人口ビジョンの目標達成に向けて)

学校のあり方に関する検討について

※ 概ね5年毎に「南砺市立学校のあり方検討委員会」を設置し、将来の児童・生徒数の見通しを踏まえて、望ましい学校の設置や運営のあり方について再度協議する。
(あり方の方針等を変更する場合など、必要に応じて5年から短縮する。なお、今回は4年後の令和6年度に設置する。(令和7年度の公共施設再編計画改訂年の前年))

年次	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2025年度(R7)頃までに	2030年度(R★)頃から随時	2045年度(R27)
A) 学校数	【17校】 小学校9校 中学校8校	【16校】 小学校8校 …(△1校:井口小) 中学校7校 …(△1校:井口中) 義務教育学校1校 …(+1校:井口)	【15校~14校】 小学校7~6校 …(△2~3校:井口小、利賀小、福光南部小) 中学校6校 …(△2校:井口中、利賀中) 義務教育学校2校 …(+2校:井口、利賀)	【15校~14校】⇒【●●校】 ◆保護者が望み地域の了解が得られた場合は、再編統合も検討する。	【8校】 義務教育学校8校 …<井波、井口、利賀、城端、平・上平、福野、福光、吉江> ◆2060年度には ・児童生徒数によっては、小規模校を統合再編する【7校~6校に】。
	地域を基盤とした小中一貫教育(9年間)の推進・中学校の部活動改革(改革期)		地域を基盤とした小中一貫教育・中学校部活動(充実期)		
B) 学校再編	第2次南砺市公共施設再編計画(平成28年3月)における基本的な考え方 ・学校は、地域の中核的な施設であり、8地域それぞれで維持する。 ・しかしながら、適正規模を下回れば統合の必要があると考えられる。 ・井口小、井口中…短期に小中一貫校を検討する。 ・利賀小、利賀中…短期に小中一貫校を検討する。 ・福光南部小…複式学級が2学級以上となった場合、統合を検討する。	①南砺つばき学舎(井口地域義務教育学校)の開校	②利賀地域義務教育学校の開校 ③福光南部小学校の統合 ※ 複式学級が1学級になった時点で、福光中部小学校と福光東部小学校に統合する ⇒ すべて的小・中学校で、地域を基盤とした小学校1校対中学校1校の「小中一貫教育」体制が整う。 ※ 学校区域外へ入学する特認校制度の導入については、保護者が望み地域の了解が得られた場合に検討する。 ※ 福光地域の福光中部小・福光中と福光東部小・吉江中については、義務教育学校ではなく、小学校2校を1校に、中学校2校を1校に統合することも選択肢とする。	④小中学校区単位で、小学校・中学校の全学年が単級(1学年1クラス)になった学校から、義務教育学校へ移行する。	⑤8中学校区にある小・中学校を義務教育学校とする方向で進めていく。
C) 公共施設再編	第2次南砺市公共施設再編計画(平成28年3月)における趣旨 第2次南砺市公共施設再編計画は、南砺市公共施設等総合管理計画で定めた30年後の公共施設保有量を約50%、25万㎡を目標に縮減することを受け、維持すべき施設機能を考慮しながら約19万㎡の個別施設の具体的な再編の方向性を定めたものである。	①井口小・井口中の義務教育学校への移行にあわせて、未使用部分の解体を行う。	②利賀小・利賀中の義務教育学校への移行にあわせて、未使用部分の解体を行う。	④義務教育学校は、各校区の小学校もしくは中学校の校舎を利用して設置することから、小学校1校+中学校1校=2校が、義務教育学校1校になる。未使用の学校校舎は解体もしくは用途変更を行う。	◆2045年度には 義務教育学校として再編することにより、未使用の学校校舎を解体もしくは用途変更を行うため、学校施設保有面積が削減となる。 ◆2060年度には 小規模校を統合再編した場合は、未使用の学校校舎を解体もしくは用途変更を行う。
D) 目標人口等	◆2020年 ・南砺市人口ビジョン目標人口 48,208人 (うち児童数2,107人、生徒数1,118人) ・社人研推計人口 48,028人(目標人口との差:180人) (うち児童数2,107人、生徒数1,118人) (R2.4.1現在児童数2,107人、生徒数1,210人) ※ 児童生徒数は、市教委試算		◆2025年 ・南砺市人口ビジョン目標人口 45,422人 (うち児童数1,980人、生徒数987人) ・社人研推計人口 44,627人(目標人口との差:795人) (うち児童数1,861人、生徒数975人) (出生数より児童数1,881人、生徒数1,047人) ※ 児童生徒数は、市教委試算	◆2035年 ・南砺市人口ビジョン目標人口 40,122人 (うち児童数1,832人、生徒数926人) ・社人研推計人口 37,833人(目標人口との差:2,289人) (うち児童数1,437人、生徒数761人) ※ 児童生徒数は、市教委試算	◆2045年 ・南砺市人口ビジョン目標人口 35,178人 (うち児童数1,894人、生徒数918人) ・社人研推計人口 31,017人(目標人口との差:4,161人) (うち児童数1,168人、生徒数605人) ※ 児童生徒数は、市教委試算

【参考資料】

□南砺市立小・中学校の児童生徒数（令和２年４月１日現在）

小 学 校	１学年		２学年		３学年		４学年		５学年		６学年		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
井波小学校	48	2	40	2	48	2	65	2	46	2	52	2	299	12
井口小学校	8	1	9	1	10	1	6	1	9	1	12	1	54	6
利賀小学校	2	(1)	1	1	2	(1)	1	1	1	(1)	2	1	9	3
城端小学校	49	2	57	2	55	2	64	2	58	2	59	2	342	12
上平小学校	10	1	11	1	8	1	16	1	12	1	14	1	71	6
福野小学校	113	4	102	3	100	3	107	3	101	3	121	3	644	19
福光中部小学校	57	2	53	2	58	2	48	2	49	2	46	2	311	12
福光南部小学校	21	1	12	1	11	1	12	1	9	1	25	1	90	6
福光東部小学校	37	2	51	2	40	2	53	2	49	2	57	2	287	12
計	345	15	336	15	332	14	372	15	334	14	388	15	2,107	88

() は複式学級で学級数に含まない

中 学 校	１学年		２学年		３学年		計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
井波中学校	69	2	68	2	69	2	206	6
井口中学校	7	1	2	1	9	1	18	3
利賀中学校	3	1	2	1	0	0	5	2
城端中学校	82	3	64	2	74	2	220	7
平中学校	14	1	12	1	14	1	40	3
福野中学校	92	3	144	4	115	3	351	10
福光中学校	65	2	60	2	62	2	187	6
吉江中学校	58	2	47	2	78	2	183	6
計	390	15	399	15	421	13	1,210	43

【用語の説明】

義務教育学校… 小・中学校を1つの学校として、9年間の義務教育を一貫して実施する学校であり、入学は1年生、卒業は9年生となる。

小中一貫教育… 小・中学校の9年間を見通して、系統的・継続的に実施する一貫した教育であり、小学校段階での教科担任制や中学校段階の指導内容を小学校段階に前倒し指導等が可能となる。

特認校制度… 従来の通学区域に関わらず、市内の希望する学校に転入学できる制度であり、希望する学校区に住所を移さずに転入学が可能となる。

部活動改革… 少子化による生徒数の減少により、市内中学校部活動の運営に課題が生じていることから、部活動運営体制の構築に向けて改革を行うもの。

【南砺市立学校のあり方に関する検討過程】

令和2年 9月30日	南砺市立学校のあり方検討委員会設置
令和2年 9月30日	第1回南砺市立学校のあり方検討委員会
令和2年10月30日	第2回南砺市立学校のあり方検討委員会
令和2年11月27日	第3回南砺市立学校のあり方検討委員会
令和2年12月23日	第4回南砺市立学校のあり方検討委員会
令和3年 1月 5日	南砺市立学校のあり方に関する提言書を教育委員会に提出

【南砺市立学校のあり方検討委員会 委員】

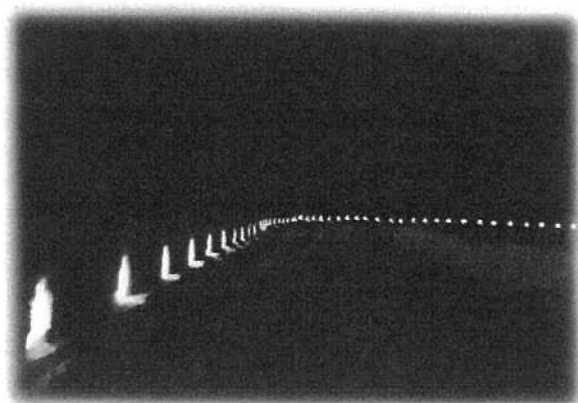
委員長	松山 友之	学識経験者（富山国際大学准教授）
副委員長	石黒 公一	南砺市PTA連絡協議会代表
委員	齋藤 史朗	学識経験者（元富山県西部教育事務所長）
委員	税光 詩子	学識経験者（元南砺市教育委員）
委員	野原 浩昭	南砺市小学校長会長
委員	今井 幸代	南砺市中学校長会長
委員	谷戸 仁美	南砺市保育園長会長
委員	越山 穂高	井波地域PTA代表
委員	山崎 宏充	井口地域PTA代表
委員	長谷 英毅	利賀地域PTA代表
委員	小原 治五右衛門	城端地域PTA代表
委員	柴田 昌尚	福野地域PTA代表
委員	湯浅 俊和	福光地域PTA代表
委員	酒井 浩徳	平地域PTA代表
委員	東田 晃	上平地域PTA代表
委員	柳田 由紀	公募委員
委員	大河原 晴子	公募委員
委員	森田 清仁	公募委員
委員	須河 紗也子	公募委員

前回南砺市立学校のあり方検討委員会からの提言を受けての進捗状況

日付	項目	主な内容
令和3年1月5日	南砺市立学校のあり方検討委員会提言書（資料2-1）の提出	令和2年9月30日設置 Ⅰ 学校設置の基本的な考え方 Ⅱ 学校運営の基本的な考え方 Ⅲ 学校のあり方に関する検討について提言
令和3年4月3日	「南砺つばき学舎」開校	南砺市で初めての9年制の義務教育学校 「南砺市立南砺つばき学舎」の開校
令和3年6月16日 ～7月7日	「南砺・令和の教育改革」地域説明会	南砺市立学校のあり方検討委員会の提言内容の説明など、市内全8中学校区において開催 参加者 計279名
令和3年11月29日	市議会将来の教育あり方検討特別委員会提言書提出	・ 8地域に義務教育学校を設けること ・ 5年毎に見直すこと ・ 南砺市立学校のあり方に関する提言について再検討を求める提言
令和4年2月10日	市PTA連絡協議会との懇談	市PTA連絡協議会で実施されたアンケート内容の報告等
令和4年3月25日	利賀地域づくり協議会要望書提出（資料2-3）	利賀地域の教育環境向上を目指し、義務教育学校を設置すること
令和4年3月30日	南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会提言書（資料3-1）提出	令和2年12月18日設置 1 部活動の拠点校化 2 部活動の地域移行の推進 3 特認校制度の導入 4 国や県の動向の注視について提言
令和4年7月8日	定例教育委員会	特認校制度要綱の承認
令和4年7月20日	東太美地域づくり協議会要望書提出（資料2-4）	特認校制度の早期実施、福光地域の中学校統合の検討を進めること
令和4年9月9日	第1回利賀地域義務教育学校設置協議会	利賀地域に義務教育学校を設置するための準備を進める
令和4年11月以降	平・上平地域の将来の学校説明会	平・上平地域の児童生徒数を鑑み、今後の教育環境について提案を行う予定

写

要望書



利賀地域づくり協議会

南砺市長 田 中 幹 夫 様

要 望 書

利賀地域義務教育学校の設立について

今年度、利賀在住の児童は9名、生徒は7名、これに「南砺利賀みらい留学生」10名を加えて、利賀小学校15名、利賀中学校11名であります。今年度の年長児2名、年中児1名、年少児3名であり、今後も大きな児童生徒の増加は見込めない状態であります。

山村留学生が加わっても小学校は、依然として全学級複式学級です。また、中学校は、今年度県教育委員会より加配教員の配慮をいただき、主要5教科の教員を確保できているが、今後毎年、加配教員の配置があるという確約はない状態です。受験を控えた生徒がハンディを抱えることが予想されます。

利賀地域に義務教育学校を設立し、小学校・中学校の免許を併せてもつ教員が配置されることで、校内での柔軟な教員配置が可能になります。それにより、小学校の単式学級、中学校の主要5教科の教員の配置ができるようになり、児童生徒、保護者が安心できる教育環境になると考えられます。

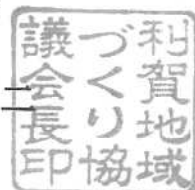
また、利賀小・中学校は、これまでも運動会、学習発表会、水泳記録会等の各種行事を合同で行い、小・中学校の教員全員がすべての児童・生徒の支援にあたる意識があります。これを義務教育学校とすることで、従来からの子どもの個性に応じたきめ細やかな教育、地域に根差した地域ぐるみの教育が、9年間を見通して一貫して行うというさらに盤石な教育環境が整うこととなります。そうすることで、利賀地域の魅力がさらに増し、さらなる「南砺利賀みらい留学生」の受入、ひいては、他地域からの移住者を呼び込むことができると考えます。

については、「公共施設再編計画改訂年度」の令和7年度までに利賀地域に義務教育学校の設立を強く要望致します。

令和4年3月25日

利賀地域づくり協議会

会長 野 原 哲



写

南砺市長 田中 幹夫 様

小・中学校再編に伴う
福光南部小学校の統合に係る要望書

令和 4 年 7 月 20 日

東太美地域づくり協議会
会 長 高 瀬 須 美 夫



盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、南砺市が進めている公共施設再編計画の一環として令和2年9月に設置された「南砺市立小・中学校のあり方検討委員会」では、「福光南部小学校を、複式学級が1学級になった時点で福光中部小学校と福光東部小学校に統合する」と提言されています。

南部小学校校区（広瀬館、西太美、太美山、東太美）の児童が中学校へ進学する場合は、学区制のため東太美校区だけが吉江中学校に行くことになっており、そこにおいては、同じ東部小学校に通っていた他の校区（吉江、山田、北山田）の大勢の子供たちの中へ入っていかねばなりません。

今後、南部小学校が複式学級になるくらいの少人数になった場合には、東太美の児童が数人となることから、親御さん方は、自分の子供がその吉江中学校の中でうまく馴染んでいけるかどうか大変心配されており、「南部小学校の同級生と同じ中学校に行かせたい」「南部小学校が東部小学校に統合される前に東部小学校に行かせたい」などと、いろいろと思い悩んでおられる状況にあります。

つきましては、これらの課題を解決するために、当東太美地区の総意として以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 特認校制度を早期に実施し、小・中学校を選択できるようにすること。
- 2 福光地域において、中学校を1校に統合することについて速やかに検討に入るとともに、早期に実現できるよう努めること。

子供たちの減少が著しく、数年後には福光、吉江中学校とも1学年1学級となり、他の南砺市地域との整合性が図れない。また、部活動が成り立たない。

利賀地域義務教育学校設置協議会（第1回）

令和4年9月9日 午後6時00分

利賀市民センター 2階特別会議室

1 教育長あいさつ

2 組織について

- (1) 委員の委嘱及び任命
- (2) 委員長、副委員長の選出
- (3) 委員長の挨拶

3 協議会の設置について

- (1) 協議会設置の背景
- (2) 協議会の名称および協議会設置要綱（案）

4 協議・連絡事項

- (1) 義務教育学校の特徴と利賀小・中学校のこれまでの取組
 - ①義務教教育学校の特徴
 - ②利賀小・中学校の紹介（プロモーションビデオの視聴）
 - ③これまでの利賀小・中学校の義務教育学校設置にむけた試行的な取組

- (2) 協議会における協議事項等について 資料

5 副委員長の挨拶

利賀地域義務教育学校設置協議会 委員・事務局名簿（令和4年9月）

1 委員 14名

N0.	役職	氏名	所属	備考
1	委員	扇澤 文夫	利賀中学校 校長	
2	委員	笠原 一忠	小中合同PTA 会長	
3	委員	城岸 千秋	小中合同PTA 副会長	
4	委員	須河紗也子	地域づくり協議会推薦	
5	委員	瀬戸 広美	南砺市中学校長会代表	
6	委員	高瀬 夕紀	利賀ささゆり保育園 園長	
7	委員	高田 公美	利賀小学校 校長	
8	委員	棚田 賢也	南砺市小学校長会 会長	
9	委員長	成瀬 喜則	富山大学大学院 教授	
10	委員	野原 哲二	地域づくり協議会代表	
11	副委員長	松本 謙一	南砺市教育委員会 教育長	
12	委員	邑上 貴厚	地域有識者	
13	委員	米倉 健太	保育園保護者代表	
14	委員	米倉 宗嗣	地域有識者	

2 事務局 7名

氏名	所属	備考
村上 紀道	教育部 部長	
氏家 智伸	教育総務課長	
吉尾 徹	教育総務課 副参事	
山田 浩司	教育総務課 主幹・学務係長	
山田由紀子	南砺市教育センター所長	
溝口 早苗	こども課長	
笠原 哲夫	利賀市民センター 統括	

協議会における協議事項等について

「利賀地域義務教育学校設置協議会」を設置して、義務教育学校の開設に関する調査及び検討を行う。

◆令和４年度以降の事業予定

１ 利賀地域義務教育学校設置協議会の開催（令和４年度中に４～５回程度予定）

- ・令和４年９月９日（金）に協議会を設置

第１回	令和４年９月９日 （金）	・委員委嘱 ・協議会における協議事項 等
第２回～	令和４年１０月～ 令和５年１０月	・１～２か月に１回程度協議会を開催

①協議会の開催（７回程度 ※視察を含む）

【主な協議内容】

- ・学校教育目標、学校名
- ・学校施設
- ・学年区分
- ・校歌、校章、制服、運動服、ランドセル（鞆）
- ・９年間の系統性のある教育課程、教育カリキュラム
- ・保育園との連携

②利賀小学校・利賀中学校における協議（利賀小・利賀中学校の教員で構成）

- ・教育課程、教育カリキュラムの作成
- ・保小との連携の在り方

２ 先進事例視察

日 時：令和４年１０月１９日（水）

視察先：岐阜県白川村立白川郷学園

内 容：「先進的な義務教育学校の取組について」

上平小・平中 複式学級の見通し

出生数（5才まで）と児童生徒数の現状から

（R 3 県教委学級編成基準より）

複式学級	小1～小2	8人以下
	小2～小6	15人以下（富山県）
	中1～中3	8人以下 ※特支考えない（仮定）

令和4年4月1日現在（人）

年齢	0才	1才	2才	3才	4才	5才
学年				年少	年中	年長
人数	4	7	4	3	6	11

6才	7才	8才	9才	10才	11才
小1	小2	小3	小4	小5	小6
4	10	8	9	7	16

12才	13才	14才
中1	中2	中3
9	14	14

	0才	1才	2才	3才	4才	5才
R 4	4	7	4	3	6	11
R 5		4	7	4	3	6
R 6			4	7	4	3
R 7				4	7	4
R 8					4	7
R 9						4
R 10						
R 11						
R 12						
R 13						
R 14						



小1	小2	小3	小4	小5	小6
4	10	8	9	7	16
11	4	10	8	9	7
6	11	4	10	8	9
3	6	11	4	10	8
4	3	6	11	4	10
7	4	3	6	11	4
	7	4	3	6	11
		7	4	3	6
			7	4	3
				7	4
					7

(人)		
中1	中2	中3
9	14	14
16	9	14
7	16	9
9	7	16
8	9	7
10	8	9
4	10	8
11	4	10
6	11	4
3	6	11
4	3	6

複式学級数
0
1
1
1
2
1
2
2～3
1～3
1～3
1～4

- 【考察】※1 小学校：R 5より複式学級1つ。R 8より2つ。
 ※2 中学校：R 14より複式学級1つ。
 ※3 平・上平保育所ともに、以上児保育における
 子供同士の関わりが弱い現状

複式学級の解消だけではなく、

一層創造的・魅力的な学校に！



南砺市立中学校部活動に関する提言書

令和 4 年 3 月

南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会

提 言

中学校部活動は、学習指導要領に位置付けられた、学校教育の一環として行われる活動である。スポーツや芸術文化等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資したりするなど、生徒の多様な学びの場、そして活躍の場として、教育的意義を有している。

しかしながら、近年の少子化の影響による部員数の減少により、人数が必要な種目でチーム編成が困難となったり、継続した集団活動が行いにくくなったりする部活動が増加傾向にあることから、部活動に期待されるねらいを達成しにくい状況となっている。

これは、各学校の生徒数に対して、部活動数過多となっていることが、大きな要因の一つとして考えられる。

他方で、部活動指導は、部活動指導員やスポーツエキスパート、外部指導者等によって専門的な技術指導が行われているものの、部活動の運営の大部分は、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因となったり、専門的な経験のない教師への過大な負担となったりしているのが、実情である。

もはや、これまでどおりの部活動運営では、生徒にとって充実した部活動環境を維持することは困難な状況になっており、生徒にスポーツや芸術文化等の活動機会を提供する持続可能な環境づくりが急務であり、これ以上課題が大きくなる前に対策が必要である。

これらを踏まえ、「南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会」では、令和2年12月より、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の在り方について検討を進めてきた。

現在の学校環境を生かしながら、指導者団体や保護者等地域と連携して、早期に、生徒に充実した部活動環境を提供できるよう求めるものであり、次のとおり提言する。

【1 部活動の拠点校化】

多くの仲間と共に活動する充実した部活動を可能にするため、各学校に設置する部活動は、生徒数に応じた適切な数に整理することが望ましい。

その際、保護者や子供の意向にも配慮しつつ、現在ある部活動の種類は、将来も持続可能となるよう、市内の中・義務教育学校の部活動を拠点校化し、可能な限り、少なくとも1校に設置されることが望ましい。

また、指導者の状況を加味しながら、各種スポーツ・文化芸術団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等と協議し、市全体でバランスを図り設置するよう配慮されたい。

【2 部活動の地域移行の推進】

生徒に、より質の高い指導が提供できるよう、学校部活動と地域や各種団体との連携を図り、地域指導者による定期・継続的な指導体制の整備や指導者の資質向上に対して市や関係団体が支援をすることが望ましい。

そのために、公立学校の教師等の兼職兼業による地域部活動への従事、企業等が地域部活動を応援できる制度の整備等を図り、できるだけ学校生活と密接な地域部活動により、子供たちが、学校生活と地域部活動の両立ができるよう、地域指導者の確保に努められたい。

【3 特認校制度の導入】

部活動の拠点校化によって、生徒にとっては、各学校での選択肢は現在より減ることから、地域を基盤とした特色ある学校づくりの一環として、各学校に設置される部活動を選択し、就学することができるよう、住所地の校区の中・義務教育学校以外への就学を認める「特認校制度」を早期に導入されたい。

【4 国や県の動向の注視】

現在、国や県においても、中学校部活動に関する議論が進められていることから、生徒が不利益を被らないよう、国や県の動向を注視しながら、柔軟な対応ができるよう配慮されたい。

令和4年3月30日

南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会
委員長 堀田 朋基

参考資料

【用語の説明】

部活動の拠点校化

生徒数の減少に対応し、教育的意義を損なわない部活動の体制を整えるため、市内中・義務教育学校の部活動を計画的に統廃合するもので、現存のスポーツ・文化芸術の部活動を市内中・義務教育学校において、少なくとも1か所に残すことができるよう、生徒数や指導者の状況を考慮して、市全体のバランスを取りながら配置する方法

※ 南砺市が進めようとする「拠点校化」は、部活動の時間のみ移動して活動するものではなく、下記の特認校制度を利用して転入学し、部活動に参加するものをいう。

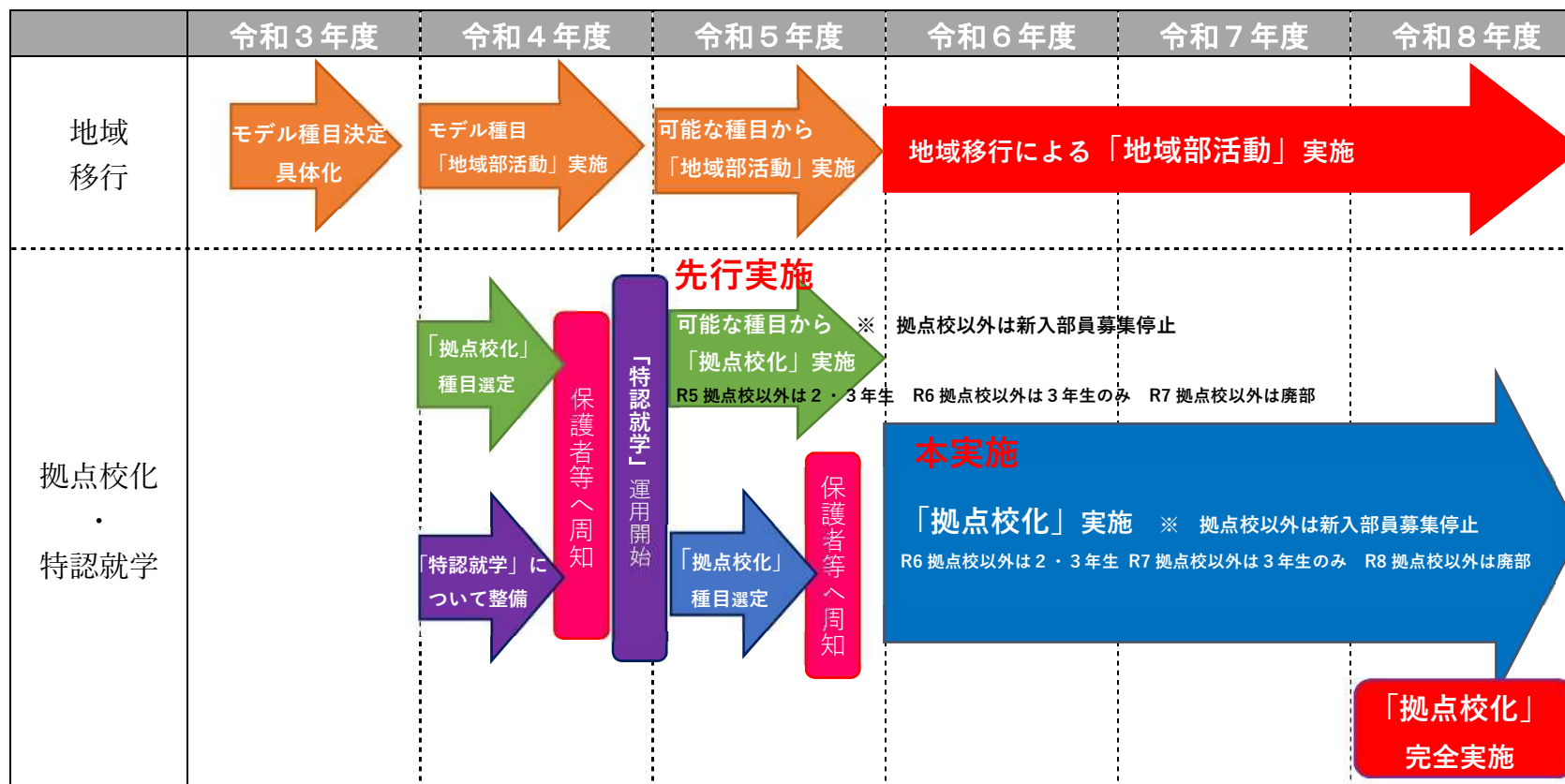
特認校制度

各学校で編成される地域を基盤とした特色あるカリキュラムや各学校に設置される部活動の状況から、住所地の校区以外の学校で学びたいと考える児童生徒が、校区に関わらず、市内の希望する学校に転入学できる制度のこと

※ 基本として定められている校区外の学校への通学については、家庭の状況に応じ、可能な方法で通学する。

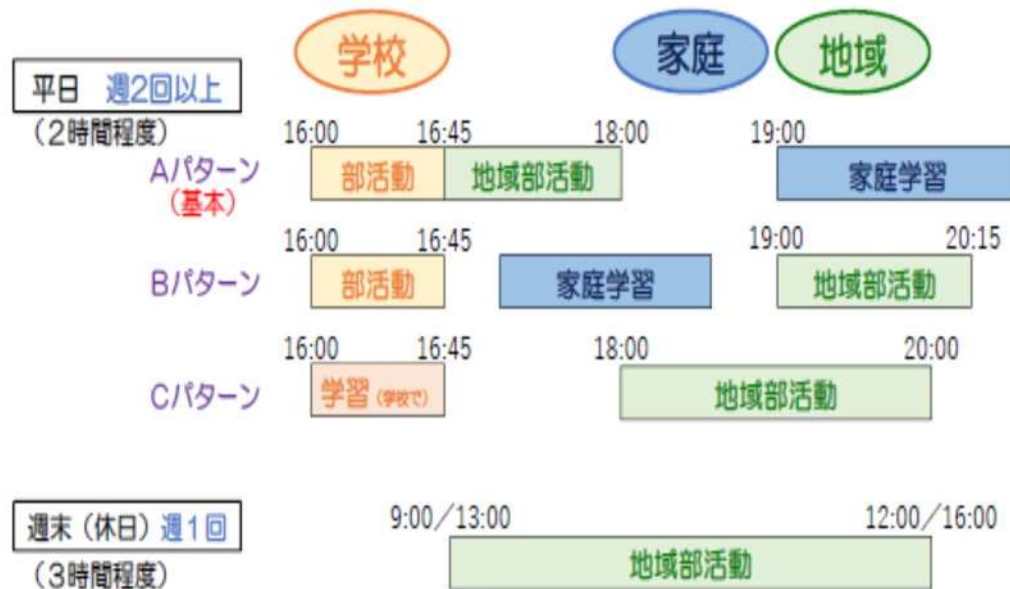
※ 学校施設の状況（教室数や広さ）によって定員を設ける場合がある。

地域移行・拠点校化のスケジュール



- ※ 拠点校以外の学校に設置されている同じ種目の部では、新入部員の募集をしない。
- ※ 各学校では、充実した部活動環境の整備のため、各学校の部活動の募集停止（廃部）規定に照らして、生徒数に応じた部活動の適正配置に努める。
- ※ 働き方改革の観点から、段階的に顧問の部活動指導が勤務時間内となるよう、校長会等と協議する。

部活動の地域移行による活動時間例



※ 平日の活動パターンとして、基本となる活動パターンは、Aパターンが望ましいと考えるが、指導者確保の面から B パターンや C パターンの活動も考えられる。

※ 休日の活動は、団体が主催する小学生から大人まで一緒に行う活動に、中学生も一緒に活動する形が考えられる。

【南砺市立中学校部活動のあり方に関する検討過程】

令和2年12月18日	南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会設置
令和2年12月18日	第1回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会
令和3年 2月 5日	第2回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会
令和3年 3月19日	第3回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会
令和3年10月25日	第4回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会
令和3年12月10日	第5回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会
令和4年 2月 7日	第6回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会
令和4年 3月18日	第7回南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会
令和4年 3月30日	南砺市立中学校部活動のあり方に関する提言書を 教育委員会に提出

【南砺市立学校のあり方検討委員会 委員】

委員長	堀田 朋基	学識経験者（富山大学教授）
副委員長	舘 英二	南砺市体育協会 副会長
委員	藤原 洋	学識経験者（元富山県中学校体育連盟 副会長）
委員	梨谷 一男	南砺市小学校長会 南砺市立福野小学校 校長
委員	齊藤 哲也	南砺市中学校長会 南砺市立福野中学校 校長
委員	林 裕一	南砺市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 事務局長
委員	近川 利行	南砺市スポーツ少年団本部 副本部長
委員	水戸 明美	南砺市スポーツ推進委員協議会 理事長
委員	高瀬 まり	富山県学校吹奏楽連盟 砺波支部
委員	砂田 英夫	南砺市PTA連絡協議会（井波中学校育成会 会長）
委員	二野井 朋	南砺市PTA連絡協議会（福光中学校PTA 副会長）
委員	井上 明世	公募委員
委員	山田 剛	公募委員
委員	大河原 晴子	公募委員

中学校部活動改革拠点校化・地域移行に向けてのこれまでの経過

日時	会合名等	内容	参加団体等
3月30日(水)	「砺市立中学校部活動に関する提言書」提出	①部活動の拠点校化 ②部活動の地域移行の推進 ③特認校制度の導入 ④国や県の動向の注視	・南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会
4月22日(金) 13:15～	スポーツ少年団本部への提案	①スポーツ少年団本部から提案のあった「地域移行をスポーツ少年団中心で進める」ことについて、教育委員会案を説明。 ②日本スポーツ協会の「スポーツ少年団改革プラン2022」の方向性について協議。	・スポーツ少年団本部 本部長、副本部長 ・体育協会 事務局
5月30日(月) 19:00～	中学校部活動の地域移行・拠点校化説明会	①地域移行・拠点校化に向けての教育委員会案を提案。 ②体育協会が、スポーツ少年団本部や総合型地域スポーツクラブや各協会、各スポーツ少年団に教育委員会案で提案していくことについて了承。	・体育協会 会長、副会長、事務局
6月6日(月) 19:00～	中学校部活動の地域移行・拠点校化説明会	①地域移行・拠点校化に向けての教育委員会案を提案。 ②スポーツ少年団本部としては、拠点校が決定した上で、単位団の統廃合を具体的に検討する予定のため、拠点校の早期決定を希望。	・スポーツ少年団本部 本部長、副本部長、 常任委員 ・体育協会 事務局
6月17日(金) 19:00～	中学校部活動の地域移行・拠点校化説明会	①地域移行・拠点校化に向けての教育委員会案を提案。 ②総合型地域スポーツクラブにこれまで通りスポーツ少年団の日程調整・事務等を行うマネジメントを行ってもらうよう依頼。	・総合型地域スポーツクラブ 代表者
6月23日(木) 19:00～	中学校部活動の地域移行・拠点校化説明会	①地域移行・拠点校化に向けての教育委員会案を提案。 ②地域部活動に対する(仮称)南砺市地域部活動推進モデル事業についても説明。 ③各協会とスポーツ少年団において、活動形態や先行実施する拠点	・各競技団体 代表者 ・各スポーツ少年団 代表者

		校・実施時期について協議し、7月11日(月)までに協議した結果を、教育委員会に提出することを依頼。	
6月27日(月)～	6月23日の説明動画を動画サイトにアップ	①各協会や各スポーツ少年団、小・中・義務教育学校の教員、吹奏楽関係者に視聴していただき、地域移行・拠点校化のご意見をいただいた。	・各競技団体 ・各スポーツ少年団 ・小・中・義務教育学校の教員 ・吹奏楽関係者
6月24日(金) ～ 9月21日(水)	中学校部活動の地域移行・拠点校化説明会 (希望があった協会等)	①地域移行・拠点校化に向けての教育委員会案を提案。 ②質疑応答	・陸上、卓球、サッカー、バレーボール、バドミントン、野球、剣道、バスケットボール、ふくのスポーツクラブ
7月11日(月) 19:20～	体育協会理事会追加提案	①協会から出た意見を教育委員会で検討し、教育委員会案を追加提案。 ②基本的にはスポーツ少年団としてクラブ活動を実施するが、市が定める要件を満たしている場合、学校部活動を設置せず、市全域から生徒を集めたクラブ活動も地域部活動として認める。 ③追加資料を各協会、スポーツ少年団に配付し、再度協議していただき、8月1日(月)までに協議結果を教育委員会に提出することを依頼。	・体育協会理事
8月29日(月) 19:00～	市PTA連絡協議会との懇談会	①特認校制度の導入と部活動改革について説明。 ②協議会員と教育部担当者とグループワークを行い、意見交換を実施。	・市PTA連絡協議会協議会員
9月議会		①拠点校化案発表見送り	
9月20日(火) 18:00～	市PTA連絡協議会 「緊急要望書」提出	①拠点部活動配置案の発表を考え直すことを要望。	・市PTA連絡協議会
10月5日(水) 11:30～	スポーツ少年団本部 「南砺市立中学校部活動のあり方に対しての要望書」提出	①南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会の提言を尊重し、スケジュール通りに進めることを要望。	・スポーツ少年団本部



南砺市長

田中 幹夫 様

緊急要望書

令和 4 年 9 月 20 日

南砺市 P T A 連絡協議会

・ 拠点部活動配置案の発表について

学校のあり方検討委員会が本年度招集され、市PTAより9名選任いただいたということで、しっかりと向き合い考えていく所存ですが、先に1点、部活動拠点校化について要望させていただきます。

市教育委員会では拠点部活動配置案を10月にも発表すると聞いておりますが、中体連の大会への部活動以外の団体による参加可否の話題や、スポーツ少年団を地域部活動としてみていく案の提案など、最近になって以前から説明いただいている内容が変化してきています。また、現在及びこれから部活動に関わる子どもたちや保護者への周知も十分とはいえないため、今の段階において、配置案を発表できる状況にないと考えます。

そこで、10月の拠点部活動配置案の発表は考え直していただくことを要望いたします。

部活動の拠点校化はもとより、部活動の地域移行、学校のあり方の検討についても同様に、今後始まる学校のあり方検討委員会をはじめ、体育協会や各競技団体、現場である学校、地域、そして当事者である子どもたちとも丁寧な議論をしていただき、子どもと保護者ファーストの目線にて、検討していただけますようお願いいたします。

令和4年9月20日
南砺市PTA連絡協議会
会長 工藤 悠市

写

令和4年10月5日

南砺市長

田中 幹夫 様

南砺市立中学校部活動のあり方に対しての要望書

南砺市スポーツ少年団

本部長 永山 恵



日頃より南砺市スポーツ少年団活動に対して特段のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、南砺市スポーツ少年団は平成17年に結成され、当時は7支部42の単位団1,065名の団員が在籍していました。しかしながら今年度は5支部31の単位団558名の団員と17年間で団員数が約半数までに激減してしまいました。このように少子化の波は中学校部活動よりも何年も先にスポーツ少年団に確実に押し寄せてきています。

そこで、中学校の部活動問題はスポーツ少年団活動にも直結する重要な案件であるため、令和2年12月から開始されました「南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会」に副本部長と事務局を検討委員会の一員として加えていただき、情報収集に務めるとともに南砺市スポーツ少年団としての意見をお伝えさせていただいてきたところです。また、南砺市スポーツ少年団本部としては検討委員会が終わるごとに本部役員会を開催し、検討委員会で配布された主な資料も提示して更に議論を深めてきたことは、南砺市の大切な子ども達をお預かりしているスポーツ少年団本部として至極当たり前のことだと考えます。こうしたことから、今年2月24日には松本教育長宛に南砺市スポーツ少年団として「南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会」で提言書をまとめ、その役目を終えたならば直ちに「どこの中学校にどの部活動を設置するのか」具体的な協議に入っていただくことを強く要望する意見書も提出させていただきました。

しかしながら、先月の「部活動の拠点校化公表時期を再検討」との新聞報道を受け、非常に失望しているところです。それでも私達は、以下の理由で「南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会」から提出された提言を尊重し、スケジュールどおりに進めていただくことを強く要望するものです。

- 1 南砺市は県内どこの市町村より早くに教員の働き方改革を含めた部活動問題に取り掛かり、令和2年12月には「南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会」を設置し、当初5回の開催予定だったものを7回開催するなど十分に協議を重ねてきたものであること。また、検討委員会には南砺市体育協会、PTA等部活動に関わる関係団体の代表も入っての検討委員会だったこと。更に検討委員会の議事録及び資料は、全て南砺市ホームページを通して公開してきたこと。
- 2 教育委員会では逐次南砺市民全体を対象として、あるいは生徒を通じて全保護者に案内状を配布しての8学校区での説明会、南砺市体育協会や南砺市スポーツ少年団とそこ

に所属する競技団体とは個別に説明に伺うなど、これ以上ないくらい説明会を重ねてきたこと。また、各中学校の生徒代表とも意見の交換を行ってきたこと。

- 3 各種説明会等に出席できなかった方のために「南砺のよさが生きる中学校部活動を目指して」の動画を作成し、YouTube で公開してきたこと。この動画の再生回数が 2,000 回を優に超えていること。また、この動画を通してアンケート調査を行ってきたこと。

- 4 各種説明会の参加者や競技団体の関係者、中学校教員をはじめ各中学校の代表生徒等にもアンケートを取り、そのデーターを全てとりまとめるなどし、より多くの意見を聴取するよう心がけてきたこと。

- 5 令和3年度にスポーツ庁が新規に始めた各都道府県で2つの市町村だけが対象の地域部活動推進事業を活用し、福野中学校なぎなた部、南砺つばき学舎バドミントン部、吉江中学校ソフトボール部、城端中学校ソフトテニス部の4つを休日の部活動の段階的な地域移行のモデル部活動として活動してきたこと。

また、この4つの部活動のうち、福野中学校なぎなた部、吉江中学校ソフトボール部の2つの部活動は南砺市に一つしかない種目であり、子ども達の選択肢が少なくなならないようにとの配慮から一早くモデル部活動に入れたこと。

更に、合理的で効果的な部活動の推進ということで、福光中学校と吉江中学校の野球部が合同で練習を行ってきたこと。新人チームになってからは福光中学校と城端中学校の野球部が、吉江中学校と井波中学校の野球部がそれぞれ合同練習を行い大会にも出場してきたこと。

- 6 令和4年度からは、4つのモデル部活動に新たに井波中学校剣道部と福光中学校・吉江中学校の卓球部を加え、6つのモデル部活動として指導者謝金に加え、会場使用料や事務局運営費も教育委員会で負担していること。また、国はまずは休日部活動の段階的地域移行を目指している中で、南砺市は休日1回、平日2回まで経費を負担するなど将来を見据えた先進的な活動をしていること。

更に、南砺市の他の部活動も近い将来地域移行する準備のために10月に全てのモデル部活動の関係者と検討会を行う予定となっていること。

また、前年に引続き野球やソフトテニス等で合同練習会が開催され、マスコミにも取り上げられたこと。

- 7 この6つのモデル部活動のうち、吉江中学校の女子卓球部、城端中学校の女子ソフトテニス部が富山県中学選手権大会と北信越中学選手権大会の両方の大会で団体優勝するなど、地域移行の効果が出始めていること。この2校とともに南砺つばき学舎のバドミントン競技の個人でも全国中学生大会に出場して活躍してきたことは、全国的にも特筆すべき成功例であること。

- 8 南砺市は、県内市町村と比較しても部活動指導員が25名と多く配置されていること。そして、部活動指導員やモデル部活動の地域部活動の指導員の活用により、現場の先生方からはたいへん助かっているという声が多く聞かれていること。

9 拠点校化案についてもただ単に部活動の統廃合を行うのではなく、教員の働き方改革や持続可能な部活動を考慮して1つの部活動に少なくとも2名の顧問の先生を配置する案であること。また、将来の統合が案の一つに挙がっている福光中学校と吉江中学校には部活動の種目が重複しないように配慮した拠点校案であること。

10 南砺市が目指す「地域移行」や「拠点校化」案よりも子ども達のためにもっとよりよい案があれば是非教えていただきたいという姿勢でこれまで議論を進めてきたこと。これまで異議はあっても南砺市の提案よりも具体的で建設的なよりよい案が出てきていないこと。

また、生徒数の減少による部活動の課題を先送りすればするほど、課題が大きくなり、頑張っている子ども達のために充実した環境を整備することが難しくなるという説明を何度も何度も繰り返し行ってきたこと。

現在南砺市スポーツ少年団31の単位団の内11の単位団が団員10名以下の小さな単位団です。既に合同練習を行っているチームもありますが、南砺市スポーツ少年団は「どの中学校にどの部活動を設置するのか」が決まった上で単位団の統廃合を具体的に検討する予定でいます。また、保護者からは拠点校案さえ分からない中でスポーツ少年団に入団させにくいといった声も上がっています。こうしたことから今年度初めてスポーツ少年団の加入率が3割を切ってしまいました。こうしたことも踏まえて、早期に拠点校化案を公表していただき、直ちに検討に入っていただくことを強く要望いたします。

更に9月の砺波地区中学新人大会野球競技で福野中学校と城端中学校が合同チームで出場できたことはまだしも、部員が足りず試合に出場することが叶わず、転部を余儀なくされた福光中学校と吉江中学校の野球部員達がいたこと。この両校の野球部が休部状態で「バットの町」旧福光町の中学校から今まさに野球部の火が消えようとしていること。また、吉江中学校ソフトボール部は部員が足りず単独チームでは大会に出場できなかったばかりか、砺波地区中学新人大会から種目そのものが消えてしまったこと。こうした厳しい現実を分かっているが、それでもまだ部活動問題を先送りしようとされるのでしょうか。大人の私達が本当に子ども達のことを想っているというのであれば、これまでも部活動問題に対して自らが知ろうとし、自らが学び、自らが考え、自らが行動すべきだったのではないのでしょうか。「南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会」の提言が教育長に提出されたのは3月30日です。それから各競技団体と何度も何度も協議を重ね、拠点校化案の協議を進めようとしているにも関わらず、その検討のテーブルにさえつかないことが本当に子ども達のためだと言えるのでしょうか。令和5年度から予定されていましたできるところから拠点校を始める案も見送られ、こうして先送り先送りし、第2第3の野球部やソフトボール部が出てこないという保証はどこにあるのでしょうか。日々現場で南砺市の大切な子ども達をお預かりしている私達南砺市スポーツ少年団は、部活動の課題を先送りすればするほどより課題が大きくなりより困難になることは身をもって体験しています。また部活動については、全ての方が納得できる解決策は絶対はないとも思っています。しかしながら、日々頑張っている子ども達のために充実した環境を一日も早く整備することが、持続可能な部活動環境を整備できることにつながり、それは今しかないと考えています。むしろ遅いくらいだと考えています。もうこれ以上の先送りは断固反対いたします。

私達は「南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会」で議論に議論を重ねられて作成された提言を尊重し、スケジュールどおりに進めていただくことを重ねて強く強く要望いたします。

南砺市立学校のあり方検討委員会の進め方

1. 目的

南砺市教育委員会では、令和２年度に答申した南砺市立学校のあり方検討委員会の提言に基づき、保護者や地域の了解を前提としながら、将来的に小中学校を義務教育学校とする方向で進めている。しかしながら、想定以上に進む人口減少や、国・県の動向などの学校教育を取り巻く現状を踏まえ、令和６年度に設置を予定していた次回の南砺市立学校のあり方検討委員会を２年前倒しし、改めて総合的に将来の市内の小中学校のあり方について検討する。

2. 検討内容

前回の南砺市立学校のあり方検討委員会からの提言書にある「学校設置の基本的な考え方」、「学校運営の基本的な考え方」、「学校のあり方に関する検討」の内容を起点とし、望ましい学校規模、学校区域及び児童生徒の学習・生活環境等を教育的な観点から、長期的な展望で市内の小中学校のあり方を検討し、教育委員会に対して提言を行う。また、喫緊の課題である中学校部活動のあり方についても関連があるため、併せて協議を行う。

3. 検討方法

①委員 30 人による全体の協議を基本とするが、内容に応じ、部会を設置して協議を進める。

部会の例 例1：地域の立場と保護者の立場に分かれて協議

例 2：平野部と中山間地に分かれて協議 など

②協議に多くの時間を費やされる可能性があるため、日中に開催することもある。

4. スケジュール (予定)

回数	日程	主な内容
第1回	令和4年 10月	前回提言書の確認、現状報告
第2回	11月	中学校区毎の具体的な課題の確認
第3回	12月～ 1月	テーマ別（例：望ましい学校規模）の意見交換①
第4回	2月～ 3月	〃 の意見交換②
第5回	令和5年 5月	〃 の意見交換③
第6回	6月～ 7月	〃 の意見交換④
第7回	9月～10月	提言書内容について検討
第8回	10月～12月	提言書の取りまとめ
	令和6年 1月	提言書の提出

※議会、PTA、地域づくり協議会などへ協議内容を適宜報告する